

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2017. 01

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

新年あけましておめでとうございます。

約 40 年ぶりに業種区分が見直され、昨年 6 月 1 日より**解体工事業**
が新設されました。 大事なことで、おさらいします。



経過措置があり、平成 31 年 5 月 31 日までは引き続き「とび・土工工事業」の許可があれば、「解体工事業」の許可を受けなくても税込みで 500 万円以上の解体工事を請負うことができますが、経過措置期間が過ぎれば「解体工事業」の許可を受けないと、税込み 500 万円以上の解体工事を請負うことができなくなります。また、500 万円未満の解体工事であっても、この経過措置の適用を受ける建設業者を除いては、土木工事業・建築工事業・解体工事業のいずれかの建設業の許可か、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）による解体工事業の登録がなければ請負うことができませんので注意が必要です。

※ 解体工事を伴う新設工事は、建物を建てることが本来の目的となるので、解体工事は建設業法第 4 条の付帯工事という考え方になります。

【技術者について】

施行日（平成 28 年 6 月 1 日）時点だとび・土工工事業の技術者に該当する方は、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、解体工事業の技術者とみなされ、解体工事業の許可を受けることができます。ただし、平成 33 年 3 月 31 日までに、**本来の解体工事業の技術者を専任技術者として置くことができない場合、解体工事業の許可は取り消されてしまいます**ので注意が必要です。

もちろん、2 級土木施工管理技士（土木）資格でも主任技術者になれますが、とび・土工工事業の実務経験のみで解体工事業の実務がない場合は、解体工事業の主任技術者にはなれません。2 級土木施工管理技士でも平成 27 年度以前の試験合格者の場合は、登録解体工事講習を修了または合格後 1 年以上の実務経験が必要です。（平成 28 年度の講習は全て受付修了しました）

2 級施工管理技士の皆さん！ 必ず登録解体工事講習を修了しておきましょう
解体工事業の許可が必要そうなお客様には、こちらからご案内いたします

★運送業★

昨年 12 月 15 日 G マーク認定結果通知がありました。牟田事務所でお手伝いさせていただいた事業所様は全て認定いただきました。認定事業所様、おめでとうございます。誠に疲れ様でした。

全国で、9,033 事業所が認定を受けたそうです。今回の認定により、全国の G マーク事業所は合計で 23,414 事業所（全てのトラック事業所の 27.8%）となりました。

なお、中部運輸局管内では、1,224 事業所が認定され、中部運輸局管内の G マーク事業所の合計は 3,469 事業所（管内全てのトラック事業所の 32.7% であり、全国平均を上回っています。）になりました。

また、10 年以上連続認定事業所様は、別途国土交通省（地方運輸局長等）表彰があります！



G マーク認定事業所は、未認定事業所より事故割合が低い

- 平成 26 年末の中部運輸局管内の認定事業所と未認定事業所の車両 1 万台あたりの事故発生件数を分析したところ、未認定事業所が 25 年に対し、G マーク認定事業所は 11 件と、半数以下でした。
- 全国調査では、死亡事故件数は、認定事業所は未認定事業所の 5 分の 1 だそうです。すごいですね～G マークって

併せて「運輸安全マネジメントシステム」は順調ですか 再度確認しましょう。年間計画はどうでしょう。実行・評価はできていますか？ つい、マンネリ化してきていませんか。目標値は適正でしょうか。役割分担をして全員参加型にしたいですね。創意工夫を引き出す力…組織活性化にもつながります。是非、この機会に確認しましょう。

●運送業者様からの勤怠管理と給与の相談が増えています

運送業は勤務形態が複雑で、運転者は拘束時間が長く、夜勤や残業の手当をつける必要がある場合がほとんどです。総支給額は多く支払っていても、支給項目が「残業手当」や「休日手当」、「夜勤手当」になっておらず基本給に上乗せして支払ってしまうと、残業手当や夜勤手当の未払いとなっていることもあります。また、労働時間の適正把握ができていないケースもあります。実態把握には勇気がいりますが、年も改まったことだし、是非管理してみましょう。また、給与は社内運賃、売上げベースだから…とあきらめないでください。総支給額を変えずに給与の見直しが可能です。

ご心配 ご不明な方は牟田事務所 社労 給与担当まで！

2017年 廃物処理法

★産 廃★

あけましておめでとうございます

2016 年の廃掃法は特別管理産業廃棄物に廃水銀が追加され、最終処分場からの放流水の排出基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等が改正されました。

2017 年は昨年のダイコー事件を受け、**行政の事業者に対する監視体制の強化**は一層強まり、抜き打ちの立ち入りや、その際のマニュアル・チェックリスト等の制定が予想されます。

また、現在の廃棄物処理制度専門委員会で話し合われている内容は・・・

「電子マニフェストの義務化」

紙マニフェストの交付状況報告書を廃止という要望がでましたが、環境省は電子マニフェスト普及促進のためにも、交付状況報告手続きを残し続けるつもりです。

行政の理想としては、電子マニフェストの完全義務化ですが、手始めとして**特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し電子マニフェストの義務化**が検討されています。



「太陽電池モジュールの安定型処分場での処分禁止」

昨年の 9 月号にも書きましたが、太陽電池が今後加速度的に排出量が増加することが想定されますが、鉛等や有害物質を含有するため、原則として**管理型処分場で最終処分**するべきであり、加えて**リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援**などが検討されています。



「マニフェスト虚偽記載の罰則強化」

これも D 事件を受けてさらなる罰則の強化が予想されます。非意図的に虚偽の記載をしてしまっている処理業者さんも多くいます。これについては、取扱いを改めて確認し、十分注意していただく必要があります。

「親子会社間における自ら処理の拡大」

親子会社といっても別法人であるため、それぞれが許可を持ち委託契約を締結し処理を行っているところ、特例として一定条件を満たす場合、自ら処理の対象とするかどうかというものです。これは数年前から話し合われていることですが、環境省は「廃掃法の重要な部分に関係する内容なので、法制度面からも慎重に検討したい」との発言にとどまっています。

まとめれば、通知や解釈基準の変更ではなく、法改正につながると予想されます。

その他にも、改善命令を行うために許可取消をしないのは本末転倒と、愛知県にとって耳の痛い話もありました。

変わりそうな内容だけ書きましたが、この中でどれだけが変わるのか・・・今年も情報をいち早くキャッチし、わかりやすくお届けします。

本年もどうぞよろしくお願い致します。



★今年も法令遵守★

最近、皆さまの意識が変わってきました



pixta.jp - 6530929

以前なら、「遅れても罰則はないんでしょう。」とか、
「まあ、許可が飛ぶわけじゃないから、変更届なんか更新と一緒にでもいいよ。」とおっしゃる会社さんがいましたが、最近では、「何日以内に出さなきゃいけないの?」とか、「車両を入れ替えする予定があるんだけど、何が必要?」と事前にご連絡をいただけるようになりました。

法令遵守の問い合わせ例

運送業

- ① 常勤役員の連座制について、常勤役員の定義は何ですか どこで判断するのですか
- ② 運行管理者が入院するのですが、解任届は必要ですか
- ③ 運行管理者の一般講習（2年ごとに1回）を受講できていません。年度内の講習が予約がいっぱいで受講できません。どうしたらいいですか
- ④ 乗務員に休憩1時間をとるように厳しく言っても休憩を30分しかとりません。何とかいい方法はありませんか
- ⑤ 通常の労働時間外に健康診断を受けるのですが、割増賃金を支払う必要がありますか
- ⑥ 乗務員に何度も健康診断を受けるように言うのですが、頑として受診しません。何か方法はありませんか
- ⑦ 乗務員が仕事中に事故を起こしました。Gマークの返納はどうしたらいいですか

建設業

- ① 経營業務の管理責任者証明書に証明を求められたのですが、押印しても大丈夫ですか
- ② 経營業務の管理責任者を変更しました。更新申請のときに変更すればいいですか
- ③ 営業所を新設しようと思うのですが、いつまでにどのような手続きが必要ですか
- ④ 専任技術者が老齢年金をもらえるようになったので、給与を5万円にしてもいいですか
- ⑤ 下請会社のミスによりお客様から値引きされました。下請会社への支払いからその分を控除してもいいですか
- ⑥ 解体工事業許可を取得したら、どのような工作物の解体工事も可能ですか
- ⑦ 許可のない営業所の所長名で見積書を出してもいいですか
- ⑧ 仕事中にケガして、治療費は会社が負担しました。監督署へ届けは必要ですか
- ⑨ 現場は8:00~17:00ですが、会社から現場への往復時間の給与はどのように計算したらいいですか

私達も、皆さまが、慌しさに「つい、うっかり」がないようサポートさせていただきます。
今年も、皆さまのお近くの牟田事務所を目指します。どうぞ宜しくご指導下さいませ。